

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

改 正 案	現 行
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。 一 （略） 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。</u>）を除く。） ロ、ホ （略） へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利 ト （略） 三 （略）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第四十八条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。 一 （略） 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。） ロ、ホ （略） へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）<u>第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</u> ト （略） 三 （略）